

工事名： 新港ふ頭5号上屋照明更新工事(屋内照明) (R7)

質 問 内 容	1. 特記仕様書にある12 主任技術者 等の資格 □ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 とありますが、資格要件は一種電気工事士という認識で宜しいでしょうか。
	※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。



(回答)

① 資格要件に関しましては、公告文に記載のとおり、1級もしくは2級電気工事施工管理技士もしくは、これと同等以上の資格を有する者となっているため、ご認識の内容で相違ございません。